

産業技術研究センター 平成19年度評価について（概要）

資料 3

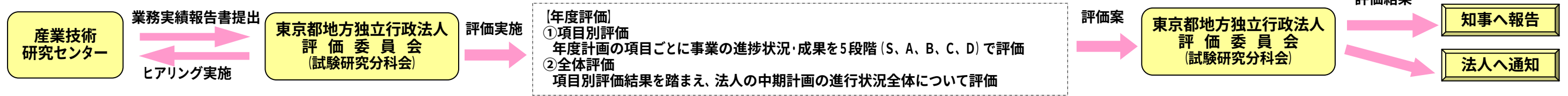
1 全般

- 東京都地方独立行政法人評価委員会（以下「本委員会」という。）は、地方独立行政法人法第28条に基づく地方独立行政法人東京都立産業技術研究センターの年度評価を「産業技術研究センターの各事業年度の業務実績評価（年度評価）方針及び方法」（平成19年3月23日試験研究分科会決定、平成20年3月27日一部改正）により実施
- 法人から本委員会に提出された業務実績報告書及び法人に対するヒアリング等により、年度計画の実績について総合的に評価
- 年度評価の結果を今後の法人運営に活用し中期計画の達成を図る

2 評価

評価方法

- 「産業技術研究センターの各事業年度の業務実績評価（年度評価）方針及び方法」に基づき実施



項目別評価

【事業化支援の推進】

- 中小企業振興公社との連携
- デザインセンターを活用した製品化支援 (S)
- 製品開発支援ラボ、共同研究開発室
- 機器利用サービス (S)
- 製品化支援室
- コーディネータ等による産学公連携の取組
- 区市町村等との連携及び人材交流 (A)
- 産業技術大学院大学や大学等との連携
- 異業種交流会
- 助成、融資及び表彰等に関する評価支援 (A)
- 知的財産権の取得及び活用の促進 (A)

【技術協力の推進】

- 利便性向上等に関する取組 (A)
- 依頼試験 (S)
- 技術相談に関する取組
- 技術相談実施状況 (A)
- 業界団体等への技術協力

【研究開発】

- 基盤研究
- 共同研究
- 外部資金導入研究・調査 (S)
- 研究評価制度

【研究成果の普及と技術移転の推進】

- 技術セミナー、講習会 (A)
- オーダーメイドセミナー (A)
- 研究発表会、施設公開等 (A)
- 職員の派遣、情報提供等 (A)

【情報セキュリティ管理と情報公開】

- 情報セキュリティ管理と情報公開

【法人運営】

- 組織体制及び運営
- 業務運営の効率化と経費節減 (A)

【その他業務運営】

- その他業務運営

◎法人が策定した年度計画の項目ごとにS,A,B,C,Dの5段階で項目別評価を実施した。

- S… 年度計画を大きく上回って実施している。
- A… 年度計画を順調に実施している。
- B… 年度計画を概ね順調に実施している。
- C… 年度計画を十分に実施できていない。
- D… 業務の大幅な見直し、改善が必要である。

◎評価の結果、評価項目28項目のうち、

- S… 4項目
- A… 10項目
- B… 14項目
- C… 0項目
- D… 0項目

全体評価

1 総評

- 当該年度における中期計画の実施状況からみて、計画達成に向けて業務全体が優れた業務の進捗状況にある。独立行政法人化2年目を迎え、多くの業務改革に着手するとともに、中小企業のニーズを捉えた事業展開に取り組むなどポジティブな方向に変化してきており、機動性、柔軟性を発揮した運営を行っている。
- 平成21年度の多摩及び平成23年度の区部の拠点整備を契機に更なる機能の充実が期待されている。現行の中期計画の着実な達成に満足することなく、中長期的な視点に立って、戦略的な組織運営を行っていくことが求められる。
- 「機器利用サービス」、「依頼試験」、「技術相談」、「研究開発」といった多様な事業について、中小企業の抱えている課題の解決や東京の発展を支える産業の振興及び育成といった政策的な観点を踏まえ、最も効果が高まるようバランスを取りつつ、全体として機能を充実させていくことが重要である。
- センターが将来にわたり機能を充実させていくためには、将来の事業バランスのあり方や担うべき技術分野のあり方等を踏まえつつ、計画的かつ着実に人材を確保し、育成していくことが重要である。
- ものづくりを支える基盤技術の強化はもとより、高度な産業技術の開発、新事業の創出を担う中小企業のニーズを捉えてきめ細かな支援を行い、中小企業の振興及び発展に寄与し、都民生活の向上に貢献するよう、サービスの充実と研究開発力の強化・向上に努めていくべきである。

2 中小企業への技術支援・研究開発及び法人の業務運営等について

- 「機器利用サービス」、「依頼試験」、「技術相談」については、中期計画に定めた平成22年度に達成すべき目標値を大幅に上回る実績を上げている。特に、「デザインセンター」については、中小企業の製品開発におけるスピード化及び製品化に結びつけるなど、高い成果を上げている。
- 「外部資金導入研究」は、中期計画の目標値を大きく上回る外部資金を獲得するなど、積極的に実施した。企業や大学等との「共同研究」においても、製品化や特許出願の実績を上げている。今後は、センターの持つ課題解決のノウハウや各種機器を活用してセンターならではの中小企業支援という視点を持ったオリジナルの研究を進めるとともに、研究を独自に遂行できる人材の確保と育成が必要である。
- 業務運営の効率化と経費節減については、90項目の業務改善を実施したほか、機器購入において経費節減に努めるなど、効率化によりコスト削減を推進し、高い成果を上げている。
- 今後は、業務と財務の進捗を定期的に点検するなどのマネジメント強化により、計画的に効率化を推進する仕組みを検討していく必要がある。
- 環境負荷を低減する社会の実現や危機管理など、大都市東京を取り巻く課題を踏まえ、都民ニーズを十分に汲み上げ、環境・福祉・安全安心などの社会的課題に対応した技術を育成していくことを検討すべきである。

地方独立行政法人東京都立産業技術研究センターの各事業年度の業務実績評価(年度評価) 方針及び方法

平成 19 年 3 月 23 日
東京都地方独立行政法人評価委員会試験研究分科会 決定
平成 20 年 3 月 27 日 一部改正

地方独立行政法人東京都立産業技術研究センターの各事業年度の業務実績評価（年度評価）は、「東京都地方独立行政法人の評価の基本的な考え方について」（平成 20 年 3 月 21 日幹事会 一部改正）を踏まえ、以下に示す基本方針及び方法により実施する。

1 評価の基本方針

- （１）中期目標の達成に向け、法人の中期計画の事業の進行状況を確認する。
- （２）評価を通じて、法人の業務運営状況をわかりやすく社会に示す。
- （３）法人の業務運営の改善・向上に資する。
- （４）都民への説明責任を果たす。

2 評価の方法

年度評価は、法人が提出する業務実績報告書等に基づき、「項目別評価」と「全体評価」により実施する。

（１）業務実績報告

法人は、年度計画に記載されている項目ごとに業務実績を記載するとともに、達成状況を評価項目ごとに別表の評語により評価して業務実績報告書を作成する。業務実績報告書の様式は試験研究分科会が別に指定する。

なお、以下に掲げる項目を特記事項に記載すること。

- ①前年度の評価結果を踏まえた改善に向けた取組み
- ②特色ある取組みや特筆すべき優れた実績を上げた取組み
- ③遅滞が生じている取組みやその理由
- ④過年度の実績との数値による対比

（２）項目別評価

①業務実績の検証

法人から提出された業務実績報告書、法人からのヒアリング及び各委員の要求により法人が提出する資料を基に検証を行う。

検証は、年度計画に記載されている各項目の進捗状況及び成果等について、法人の自己評価及び計画設定の妥当性を含め総合的に行う。

②業務実績の評価

業務実績報告書の各項目の検証及び特記事項等を基に、中期計画の達成に向けた法人の事業進捗状況・成果を評価項目ごとに別表の評語により評価する。

なお、研究に関する評価は、研究テーマの選定方法、成果の活用、研究評価が適正に行われているか等について、組織的・マクロ的な視点で行う。個別研究内容の評価は法人が行っている研究評価（外部評価・内部評価）によることとする。

（３）全体評価

項目別評価を踏まえつつ、法人の中期計画の進行状況全体について、次の例を参考に記述式により評価する。評価にあたっては、当該年度における中期計画の達成度、事業活動による成果の状況、業務運営・財務面を含めた法人の業務全体の状況について、法人の目的に照らし総合的な視点から判断するものとする。また、中期計画に掲げられている事項以外で特記すべき法人の自主的な取組みがあれば、当該事項も含めて総合的に評価する。

【記述例】

- 当該年度における中期計画の実施状況から見て、計画達成に向けて業務全体が特筆すべき進捗状況にある
- 当該年度における中期計画の実施状況から見て、計画達成に向けて業務全体が優れた進捗状況にある
- 当該年度における中期計画の実施状況から見て、計画達成に向けて業務全体が概ね着実な進捗状況にある
- 当該年度における中期計画の実施状況から見て、計画達成に向けて業務の進捗状況に遅れが見られる
- 当該年度における中期計画の実施状況から見て、計画達成に向けて業務の進捗状況に大幅な遅れが見られ業務の改善が必要

（４）評価結果の決定

評価結果の決定は以下のとおり行う。

- ①試験研究分科会での審議を通じて、項目別評価及び全体評価の評価結果（案）を取りまとめる。
- ②評価結果（案）の内容について、法人に事実確認を求めた上で評価結果を決定する。
- ③東京都地方独立行政法人評価委員会運営要綱第 5 条により試験研究分科会の議決をもって東京都地方独立行政法人評価委員会の議決とし、評価結果を知事に報告するとともに、法人に通知する。

（５）評価スケジュール

事 項	時 期	内 容
年 度 終 了	3 月末	○年度事業の終了（法人）
評 価 準 備	4 月～6 月	○業務実績報告書、財務諸表等作成（法人） ○現場ヒアリング等
実 績 報 告	6 月末	○業務実績報告書、財務諸表等提出（法人） （年度終了後、3 ヶ月以内に提出）
評 価	7 月～8 月	○業務実績検証（法人とのヒアリング） ○財務諸表検証（法人とのヒアリング） ○評価結果（案）の作成、法人による事実確認 ○評価結果の決定
報 告 ・ 公 表	9 月	○評価結果の知事への報告及び法人への通知 ○財務諸表への意見表明、財務諸表承認 ○議会報告（評価結果報告）及び公表

3 その他

本評価方針及び方法については、各事業年度の業務実績評価の実施結果を踏まえ、必要に応じ、本分科会の審議を経て改正することができる。

【別 表】

項 目 別 評 価 の 評 語

評 語 (案)		説 明 (案)
S	年度計画を大きく上回って実施している	評価項目において、年度計画を大きく上回って実施している、あるいは対外的に高く評価されるような成果をあげている。 【例】 ・時代を先取りした研究の実施 ・利用者の声に迅速に応えたサービス実施 ・目標数値を大幅に超えた実績 ・目標到達点を超えた先進の事業展開 ・全国の公設試でもまれに見る取組み
A	年度計画を順調に実施している	評価項目において、年度計画を上回って実施している、あるいは困難な目標を設定し、それを達成している。
B	年度計画を概ね順調に実施している	評価項目において、年度計画に記載された事項をほぼ 100%計画どおり実施している。
C	年度計画を十分に実施できていない	評価項目において、年度計画を計画どおり実施できていない事項があり、実績、成果も計画を下回っている。
D	業務の大幅な見直し、改善が必要である	評価項目において、実施状況が年度計画を大幅に下回っているか、または年度計画を実施していない。